

東京証券取引所「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて」に対する意見書

公益社団法人日本監査役協会

総論

役員独立性に関する情報の開示を拡充することは株主の利益につながるもので賛成である。ただし、現在の独立役員における独立性の判断基準は見直す必要がある。

現在の独立性の判断基準で、「一般株主と利益相反が生じるおそれがない」という独立役員の要件を適切に判断できるかについては、疑問がある。例えば、重要な取引先の判断基準は単体ベースで判断することと解釈されているが、重要な取引先の親会社若しくは子会社の職員が「独立性」を満たすであろうか。このような間接的な関係は寄付の場合でも考えられ、例えば寄付の依頼者と寄付先が異なることは十分に考えられる。また、個社毎に状況が異なるため、画一の基準を設けず個社の判断に委ねて柔軟性を確保する必要があることは理解できるが、ベースとなる基準については統一性のある基準を示すことを提案する（例、独立性判断の対象期間を直近 10 年間とする等）。

各論

1. 独立役員に関する情報開示の拡充について

(1) 独立役員届出書の記載

意見 意見は特にない。

(2) 株主総会招集通知等

意見 株主総会招集通知等に独立役員に関する情報を提供することは、賛成である。ただし、既存の独立役員が辞任等で退任した場合や選任後の事情で独立役員としての要件を満たさなくなった場合に、従来通り「既存の役員で独立役員として届けられていない役員を独立役員として届け出ること」で問題がないことが必ずしも明確でない。

理由 情報開示を充実させることは適切である。しかし、今回の見直し案では「株主に提供するように努める」と、具体的な情報提供の形態を示さずに努力目標としている。したがって、上記の場合に執行側で要件を満たす役員を独立役員として届け出たとしても、上場規則違反にはならないと思料する。

2. 社外役員に関する情報開示の拡充について

(1) 独立役員届出書における記載

意見 独立役員に指定されない社外役員の独立性を開示させることについては、独立役員届出書で開示させることの可否を含め、引き続き検討が必要と考える。

理由 (i) 独立役員に指定されない社外役員については、独立役員の要件に該当しない（若しくは該当するか不明）場合の他、独立役員に該当してもあえて指定しないケースも考えられる。独立役員の資格を充たす場合は、すべて独立役員に指定することを推奨するのであれば、このような開示方法ではなく、その旨を明

確にすべきである。

- (ii) 見直し案によれば、独立役員としての資格を充たさない（又は充たすと確認できない）場合は、社外役員として起用する効用を記載することになる。しかし、独立役員を含め、社外役員として起用する以上は独立性以外に必ず起用理由があるはずである。その起用理由は、現在でも役員候補者として株主総会に付議する際に明確にされているはずである。仮に新たな開示を想定しているのであれば、その内容が不明である。
- (iii) また、特定の役員についてのみ独立役員に該当するかどうかを確認して、他の社外役員については、あえて確認しない（既存の独立役員が退任又は要件に該当しないこととなった場合に初めて確認を行う）場合に「その他の社外役員の独立性に関する事項の記載を不要とする」ことができるとも解釈できてしまう。この見直し案が、独立役員に指定しない社外役員についても情報提供を推奨するという改正の趣旨に合致するか疑問である。
- (iv) そもそも、独立役員の届け出において、独立役員でない社外役員についての届け出を行うことには違和感があり、社外役員に関する届け出を行うのであれば、独立役員の届け出とは別の概念で社外役員の効用に関する届け出を行わせるべきである。

(2) 株主総会招集通知等における記載について

意見 独立役員に指定しない社外役員について、独立性について開示すべき事項を明確にすべきである。

理由 独立役員に指定しない社外役員について、独立性に関する情報として開示すべき事項が招集通知において明確にされているはずであり、「独立役員の要件に該当することが確認されていないため、独立役員には指定しないが、見識若しくは知見があることから役員として起用する」ということで良いのであれば、何ら新たな情報を開示することにならないと考える。仮に、独立役員に指定されない社外役員について更なる情報開示を想定しているのであれば、情報開示のため上場会社に新たな負担を強いることとなるとも考えられる。

3. 独立役員の構成について

意見 取締役が独立役員に指定されるケースが少なく、独立役員として取締役を指定することを推奨する意図であることは理解できる。しかし、現在の見直し案の表現では既存の独立役員たる社外監査役に「代えて」と解釈される懸念があることから、表現の見直し若しくは補足説明に追記することにより、「加えて」との趣旨であることを明確にすべきである。

4. 独立役員が機能するための環境整備及び

5. 業務の適性を確保するために必要な体制の構築・運用について

意見 見直し案に賛成である。

理由 独立役員が機能を発揮することは、企業統治の向上に資するものである。

なお、内部統制システムの構築にとどまらず、その適切な運用が益々重要であり、独立役員への適切な情報伝達体制の整備や社内部門との連携、それを補助するスタッフの充足等、独立役員が機能を発揮するための環境の整備が強く望まれる。

実施時期について

意見 独立役員に指定されない社外役員についての開示として新たな負担が課される場合には、相応の経過措置を求める。

理由 開示すべき事項は、独立役員と社外役員の選任に際して検討がなされている事項であり、詳細ではなく概要（概要も不要な場合は理由）とされていることから、基本的に会社側に大きな負担を強いることにはならないと思料する。しかし、前述の通り上場会社に新たな負担を課すことを想定しているのであれば相応の経過措置を求める。

以上